

# 紫波町教育委員会教育長演述

令和 8 年紫波町議会定例会 3 月会議  
令和 8 年 2 月 27 日

紫波町議会定例会が開催されるに当たり、発言の機会をいただきましたことに深く感謝申し上げます。

「変動性、不確実性、複雑性、曖昧性」という 4 つの要素を表す英語の頭文字を取って「VUCA」と呼ばれる概念があります。この言葉は、今日の政治、経済、社会、科学技術の進展や教育を考える際に、「VUCA な時代」という文脈で用いられています。現在はまさにその時代であり、今後も「より VUCA な時代になる」と予測されています。

「予測困難で不確実、複雑で曖昧な状態」においても、町民一人一人が自信を持って幸せに過ごしていくためには、「今と未来を自ら生きぬいていくための力となる『資質や能力の醸成・獲得』が重要であります。当教育委員会としては、この視点を基盤に学校教育や就学前の教育・保育、生涯学習の推進に努めてまいります。

令和 8 年度の教育施策については、紫波町第三次総合計画及び「第 2 期紫波町教育大綱」に基づき、「郷土を愛し未来を切り拓く人づくり」を基本理念とした三つの基本施策を推進してまいります。

第 1 は、「子どもが心豊かに育つ環境の充実」

第 2 は、「安心して子育てができる環境の整備」

第 3 は、「文化やスポーツに親しみ健康で活力ある暮らしの実現」であります。

それでは、基本施策の内容について、順次ご説明申し上げます。

基本施策の 1 つ目「子どもが心豊かに育つ環境の充実」に関する主な施策であります。主に就学前保育・教育及び学校教育についてであります。

第 1 は「子どもの生涯にわたるより豊かな人格形成の基礎の育成」についてです。

これからの時代は、「人生百年時代・予測不可能な時代の到来」と言われています。その中で、人はそれぞれの長い人生を学びながら、生きがいを持って生きていくこととなります。

特に、乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が築かれ、義務教育及びその

後の教育への基盤となる資質・能力が培われる大切な時期となります。子どもたちが生活や遊びを通じて日々豊かな体験を重ねながら、「健康な心と体」「自立心」「協同性」「社会生活との関わり」など、多様な力が芽生えてきます。それらの力を義務教育以降の学びに円滑に接続してまいります。

また、各児童施設や保護者をはじめ、子どもたちを取り巻く社会全体が「心豊かな子育て」への理解と認識を深めながら地域全体で支える施策の展開を図ってまいります。

## 第2は「児童生徒の資質・能力の持続的な形成」についてです。

予測困難で変化の激しいこれからの時代には、意欲や粘り強さ、主体性、他者と関わる力といった非認知的能力の醸成・獲得が重要だと認識しております。

本町では、こうした力を育むため、幼児期から義務教育へと続く連続した育ちと学びを大切にしております。

一年前、他自治体に先駆けて策定した「紫波町架け橋期のカリキュラム」による就学前施設から小学校への円滑な接続に加え、義務教育9年間を見通した「小中一貫教育」を通じて、児童生徒一人一人が社会を生き抜いていく確かな力を身に付けられるよう取組を進めてまいります。

この中でも、小中学校間の接続を重視しながら、知・徳・体のバランスの取れた力を育むとともに、他者と関わりながら主体的に学び、行動できる資質・能力の形成にも注力しているところです。

本町の小中一貫教育は、全小中学校での実施から4年が経過しようとしております。今後も、これまでの取組を基盤として、各学校における日々の教育実践の一層の充実を図りながら、幼児期から義務教育、さらにはその先へとつながる児童生徒一人一人の成長を支える取組として着実に進めてまいります。

また、「Society5.0」に象徴される新たな価値創造やイノベーションが求められる現代社会では、仕事や家庭、地域社会など、あらゆる場面でICT活用が日常化しております。

こうした状況を踏まえ、本町では、第2期「紫波町GIGA・ICT活用計画」に基づき、1人1台タブレット端末環境の計画的な更新を推進し、学習の基盤となる資質・能力の一つである情報活用能力の育成にも取り組んでまいります。

## 第3は「豊かな人間性・社会性と健やかな体の形成」についてです。

前段では、教育のDX化をはじめとする科学・情報技術の進展を踏まえ、Society5.0時代への対応を、本町教育の重要な柱の一つとして掲げました。一方、デジタル技術の活用が進む現代こそ、人と人との関わりの中で育まれる豊かな人間性や社会性、互いの人権や多様性を認め合う心を育てる教育の重要性は高まっております。本町では、デジタルの利点を生かした学びと、体験的・対話的な学びな

どのアナログな教育活動を適切に組み合わせながら、道徳教育や人権教育を含めた学校教育全体を通して、子どもたちの心の成長を支える取組の充実を目指してまいります。

また、教職員につきましても、令和8年3月策定予定の「業務量管理・健康確保措置実施計画」に基づき、教職員の業務量の適正化と働き方改革を着実に推進していくとともに、教職員が心身ともに健康で、子どもたちと安心して向き合える環境を整えてまいります。

小中学校時代に身に付けた心身の健康保持の習慣は、生涯にわたる重要な基盤であることから、児童生徒一人一人がより良い生活習慣を確立できるよう、「運動」「食」「生活」を関連付けた取組を各校で推進してまいります。特に学校給食を生きた教材として位置付け、食に関する正しい理解と安心・安全な食を選択する力を育むなど、生涯にわたり健全な食生活を実践できるよう、食育の一層の充実を図ってまいります。

また、学校給食について、物価高騰への対応及び子育て支援に資するため、令和8年度も引き続き食材費高騰分を町が補填するとともに、「小学校給食費の抜本的な負担軽減」いわゆる「給食費無償化」について国や県の動向に注視し、子育て世帯の経済的負担軽減に努めてまいります。

#### **第4は「誰一人取り残されない学びの保障」についてです。**

社会や価値観が多様化する中、子どもたちの状況や特性に応じた学びを支える重要性は、これまで以上に高まっています。学校を教育の基盤としながら、安心して学び続けられる環境づくりを重視し、個に応じた学びと他者と関わる学びの双方を大切にした教育を進めております。また、様々な理由から学校生活に困難を抱える児童生徒には、その思いや背景等に丁寧に向き合い、誰一人として学びから取り残さないことを基本理念としております。

不登校児童生徒の増加を踏まえ、学校への復帰を大切にしつつも、社会的自立につながる支援の充実を図ります。あわせて、校内の居場所づくりや町の教育支援教室「はばたき」の運営を通じて多様な学びの機会を整えるとともに、フリースクール等との連携も視野に入れ、学びの機会を保障する取組を進めます。さらに、いじめや不登校の兆しを早期に把握するため、教職員の日常的な見守りと対話を基盤にチーム学校としての支援体制を充実させ、教育と福祉をはじめとする関係機関との連携を一層深めてまいります。

また、多様な個性や特性に配慮した支援の充実に向け、教育支援委員会の専門的助言を生かした校内支援体制の整備を進めるとともに、教育支援センターの運営やスクールヘルパーの配置を通じて支援の充実を図ります。さらに、就学前の時期を含め中学校卒業までを見通した切れ目のない支援を大切にし、児童生徒の成長を継続的に支える体制の充実に向けてまいります。

第5は「より良い学校教育環境の確保」についてです。

体制的な側面として、学校運営協議会制度による学校運営を継続してまいります。この協議会は、保護者や地域住民等が学校運営に参画することを通じて、地域に開かれた信頼される学校づくりを推進するとともに、社会総がかりで、子どもたちの豊かな成長に資する基盤づくりに努めます。

休日の中学校部活動の地域展開につきましては、令和6年9月に「紫波町中学校部活動地域展開推進協議会」を設置し、その在り方について慎重に協議を進めているところです。この動きは社会的にも大きな変革となることから、国においては新たに令和8年度から6年間の改革実行期間を定め部活動改革を進めるところです。本町におきましても従前の議論を踏まえ、本町における中学校部活動の「休日の地域展開」に関する基本方針を定め、今後はこの方針に基づき、生徒や保護者をはじめとする関係者の意見を踏まえながら、具体的な取組に向けた検討と準備を進めてまいります。

また、令和9年度に供用開始を予定しております新学校給食センターは、最新の衛生管理基準に適合し、アレルギー対応の専用調理室も備えた安心・安全の拠点であります。令和8年度は、この施設の特性を生かし、食物アレルギー対応指針の整備を進め、すべての児童生徒が安全でおいしい給食を享受できる環境づくりを着実に推進してまいります。

次に、基本施策の2つ目「安心して子育てができる環境の整備」について申し上げます。

共働き世帯の増加や就労形態の変化等により、保育・学童施設等の利用需要が増加しております。このことに対応するため、受け入れ体制を整備し、安心して子育てが出来る環境づくりを進めてまいります。また、地域の多様な主体と連携し、官民協働により子育て・子育て支援の充実を図ってまいります。

子育て家庭を取り巻く環境は、ライフスタイルや個人の価値観の多様化などにより日々変化しており、ニーズ量や求められる支援内容も多様化しています。子どもたちの心豊かな育ちの実現を見据え、より良い子育て支援が図られるよう努めてまいります。

さらに、子育て家庭の経済的負担を軽減し、すべての子どもたちの学びが確実に保障されるよう、継続的な支援を講じてまいります。

最後に、基本施策3つ目「文化やスポーツに親しみ健康で活力ある暮らしの実現」に対応する、生涯学習・社会教育について申し述べます。

人と人、人と地域が繋がる機会を充実させ、歴史・文化資源やスポーツ活動への関わりを通じて、多様な生きがいを持ち、互いに尊重し合える社会の実現を目指し、次の4点について施策を進めます。

### **第1に「教養を高め心豊かに暮らすための生涯学習の推進」についてです。**

中央公民館や各地区公民館、図書館、野村胡堂・あらえびす記念館は、地域住民にとって、身近な学習や文化活動の拠点となっています。引き続き、価値観や生活様式の多様化、社会変化に伴う新たな学習ニーズを的確に捉えながら、町民の研鑽や交流の場としての機能充実や事業展開を図り、学びが地域や社会で活かされるよう取り組んでまいります。

### **第2は「歴史や文化遺産が守られ魅力ある地域の創造」についてです。**

本町には、国・県及び町が指定する文化財や天然記念物など、多くの歴史的資源が存在します。これらについて、調査・保護を進めるとともに、その価値や重要性への理解を深めるため、周知・活用に努めてまいります。

また、郷土芸能等の有形・無形の文化遺産は地域の誇りであり、郷土愛を育む大切な財産であることから、伝承団体の意向を尊重しながら、保存・継承の取り組みを支援してまいります。

町史編さんにつきましては、基本方針に基づき、『昭和後期～平成編』の構成整理と主要な出来事の抽出作業を進めており、今後も聞き取り調査や資料収集を行い、次世代に引き継ぐ内容となるよう取り組んでまいります。

「野村胡堂・あらえびす記念館」は開館から30年を経過し、設立の想いや役割を改めて見つめ直す節目を迎えております。学術的研究や寄贈資料の活用を通じ、一層の機能の充実に努めるとともに、新たな視点による価値の創造にも取り組み、その多面的な業績や人となりを次世代に伝えることで、町民にとって誇りとなる魅力ある記念館を目指してまいります。

### **第3は「町民がスポーツに親しむ機会の創出」についてです。**

スポーツを取り巻く環境は、ライフスタイルの多様化により、町民のニーズに応じた取り組みが求められています。生涯にわたる健康寿命の延伸を目標に、体力づくりや基礎体力の向上に加え、心身の健康の保持や交流の促進を図り、関係団体と連携しながら、スポーツに親しむ機会の提供に努めてまいります。

また、紫波運動公園内の「紫波町スポーツ交流施設」につきましては、スポーツ交流と健康増進の拠点として、多くの方々に利用されるよう、円滑な運営と安全な利用環境の確保を図ってまいります。

第4は「子どもの心豊かな育ちを見守る地域社会の実現」についてです。

身近な地域社会の中で、子どもたちが継続的に多様な社会体験や自然体験を重ね、様々な人との関わりを通じて地域文化の多様性等を学び、社会の一員として成長していくことは、地域貢献への意欲の高まりや心豊かな成長につながるものであります。

学校・家庭・地域が「地域とともにある学校づくり」の目標やビジョンを共有し、様々な地域住民の方々の参画を得ながら地域活動を展開してまいります。学校運営協議会、いわゆるコミュニティ・スクールの取り組みと連携し、多くの町民が、子どもたちの心豊かな育ちを支え、主体的に「暮らし心地のよい地域社会の創造」に貢献できるよう支援してまいります。

以上、令和8年度紫波町教育委員会の重点施策の一端を申し上げます。教育大綱の基本理念は、紫波町民憲章の目指す人づくりと軌を一にするものであります。町の「今と未来」に向けた「人づくり」の使命を自覚し、引き続き各施策の実施に鋭意努めてまいります。

議員各位をはじめ、町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げ、演述といたします。